

重要事項説明書 定期積金

2025年3月28日現在

商品名(愛称)	・定期積金(スーパー積金)
販売対象	・法人、個人
契約期間	・6ヵ月以上5年以下
払込 (1)払込方法 (2)払込金額 (3)払込単位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・1,000円以上 ・1円単位
支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利息 (給付補填金) (1)適用金利 (2)給付補填金の支払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
税金	・個人の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
付加できる特約事項	・個人のものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに1%上乗せした利率) ・普通預金等からの自動振替による受入ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約される場合、その利息は預入日から解約日前日までの日数および別表の預入期間に応じた中途解約利率により計算し、この積金の掛込残高相当額とともに払い戻しいたします。
金利情報の入手方法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時～17時、電話:0162-22-0625)にお申し出ください。 紛争解決措置 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。
その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 ・紛失等により再発行する場合は再発行手数料1件1,650円(税込)がかかります。

定期積金中途解約利率一覧

2025年3月28日現在

契 約 期 間 経 過 期 間	6ヵ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上
1年未満	約定利率× 40%	約定利率× 40%	約定利率× 40%	約定利率× 20%	約定利率× 20%
1年以上2年未満	-	約定利率× 60%	約定利率× 60%	約定利率× 30%	約定利率× 30%
2年以上3年未満	-	-	約定利率× 80%	約定利率× 40%	約定利率× 40%
3年以上4年未満	-	-	-	約定利率× 60%	約定利率× 60%
4年以上	-	-	-	-	約定利率× 80%

(注) 小数点第4位以下は切捨てます。

「金融商品に係る勧誘方針」

稚内信用金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 稚内信用金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、稚内信用金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 稚内信用金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 稚内信用金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

以 上

2024年4月1日改正